

用語の説明

【あ行】

○ いじめ

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○ インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」のこと。

○ エンゼルサポーター

昼間に出産後すぐの母親及び乳児を介助する者がいない家庭又は多胎児を養育している家庭等で出産後まもなく体調不良や精神状態が不調のため、身の回りのことや家事、育児が困難となっている家庭へ、食事の世話・住居の掃除・身の回りの世話・生活必需品の買い物・生活及び育児に関する相談及び助言を行う有償ボランティア。

【か行】

○ 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当するもの。

【さ行】

○ サイバー犯罪

コンピューターやそのネットワークを利用して行われる犯罪をいう。他人の ID・パスワードを悪用した不正アクセス、児童ポルノ画像の公然陳列、覚醒剤等規制薬物の販売、出会い系サイト及びコミュニティサイトを利用した強姦・誘拐・恐喝・児童買春などがある。

○ サテライト

大阪市が、教育相談の相談窓口として、市内 14 ヶ所で開設している出張相談の窓口。土曜日に開設しているサテライトもあり、相談者のニーズや利便性に配慮しながら相談を進めている。不登校の課題を抱える小・中学生の再登校などの社会参加を支援する通所事業も実施している。

○ 里親制度

いろいろな事情のため家庭で養育できないこどもを、里親家庭において豊かな愛情と家庭的な雰囲気のもとで養育する制度。

- ・養育里親：親の病気、離婚などの理由により家庭で養育できないこどもを親が引き取れるまでの期間養育する里親。
- ・養子里親：親が将来とも引き取れる見込みのないこどもを自分の養子とすることを前提に養育する里親。
- ・専門里親：虐待を受けた経験があるこどもや、非行等の問題を有するこどもを家庭的な環境の中で心理的なケアを行いながら養育する里親。養育里親経験、もしくは、児童福祉事業の勤務経験を 3 年以上有する方で、専門里親養成研修を受講した里親。
- ・親族里親：親が、死亡、行方不明などの理由でこどもを養育する人がいない場合、こどもの扶養義務者及びその配偶者の親族でそのこどもを養育する里親。

○ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

○ 児童虐待

保護者（親権者または、親にかわって現に子を監護している者）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う次のような行為をいう。

- ・身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ・性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ・ネグレクト：心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置
- ・心理的虐待：児童に著しい暴言や拒否的な対応をするなど、心理的外傷を与えるような行為

○ 住区基幹公園

都市の全域の中で配置される都市基幹公園と対となる、地区住民の身近な利用に供する比較的小規模な公園のこと。

○ 周産期

妊娠満28週、または胎児の体重が1,000グラムに達したときから、出生後1週間までの期間のこと。

○ 小児慢性特定疾病

小児の慢性疾患のうち、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置することが児童の健全な育成を阻害することとなるため、医療費の公費負担のある特定の疾病のこと。

○ 情報モラル

情報社会において、適正な活動を行うための基となる考え方と態度。すなわち、個人のプライバシーに関わることや著作権を侵害しないよう、情報のルールやマナーについての考え方と態度をいう。

○ スーパーバイザー

児童養護施設等においては、入所児童の支援計画の進捗管理等のケースマネジメント、関係機関との連携における中心的な役割、職員に対する適切な指導により組織全体の資質を向上させていく役割のこと。

○ スクールカウンセラー

いじめ、不登校問題等の解決を図るため、こどもの生活の場である学校において、こどもや保護者へのカウンセリング、教職員への助言を行う臨床心理の専門家。大阪市では、全市立中学校に臨床心理士を週1日配置（一部の中学校では、週1日スクールカウンセラーの増配置を行い、校区の小学校への派遣も実施）。

○ スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校等の課題解決のために、子どもが置かれた背景や状況に焦点を当て、福祉関係機関等と連携・調整を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図り、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家のこと。

○ セーフティネット

困難な状態に陥った場合に援助したり、またそうした状態になることを防止する仕組みまたは装置を意味する。

○ 相対的貧困率

所得中央値の一定割合（50%が一般的、いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

【た行】

○ 地域型保育事業

児童福祉法において児童福祉施設として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業。市町村による認可事業として地域型保育給付の対象となる次のような事業。

- ・家庭的保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。
- ・小規模保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。
- ・居宅訪問型保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。
- ・事業所内保育：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

○ 地域子ども・子育て支援事業

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

【な行】

○ 夏型感染症

咽頭結膜熱（プール熱）、手足口病、ヘルパンギーナなど夏期に流行する感染症。

○ 認定こども園

幼稚園の機能と保育所の機能をあわせ持ち、保護者が働いている、いないにかかわらず、教育・保育を一体的に受けられ、こどもを育てているすべての家庭が子育て相談などの子育て支援を受けられる施設。

【は行】

○ 不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

○ ペアレント・トレーニング

保護者が、自分のこどもの行動を観察して発達障がいの特徴を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。

○ 放課後児童クラブ

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を行う場所のことをいう。

【や行】

○ ゆずり葉の道

植樹帯を設置し車道をジグザグ状にすることにより、車の速度を落とし、沿道に用事のない通過交通を抑制することによって、歩行者の交通安全を図るコミュニティ道路のこと。

○ 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見やその適切な保護、又は要支援児童及びその保護者または特定妊婦への適切な支援を図るにあたり、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくため、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会を市・各区に設置している。

【ら行】

○ レスパイトケア

乳幼児、障害者（児）、高齢者などを在宅でケアしている家族に対し、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。

委託児童を養育している里親が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行う。

【A～Z】

○ ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、日本語では一般に”情報通信技術”と訳される。情報処理および情報通信といった、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。IT（情報技術）のほぼ同義語。

こども・子育て支援会議条例（大阪市条例第6号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の合議制の機関として、本市にこども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 支援会議は、委員25人以内で組織する。

2 支援会議の委員は、保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第3条 支援会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 支援会議の委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、支援会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（専門委員）

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、支援会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（部会）

第6条 支援会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 支援会議の会議は、会長が招集する。

2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 支援会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「支援会議」とあるのは「部会」と、第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月22日条例第97号）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども・子育て支援会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項（改正法附則第9条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項に限る。）について、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後のこども・子育て支援会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

こども・子育て支援会議条例施行規則（大阪市規則第20号）

(趣旨)

第1条 この規則は、こども・子育て支援会議条例（平成25年大阪市条例第6号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 こども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議の会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

こども・子育て支援会議委員名簿

役 職	氏 名	役 職 名
委員	天野 美佐子	公募委員
委員	稲継 茂	大阪商工会議所人材開発部長
委員	大畑 豊	公募委員
委員	奥 一 朗	大阪市青少年指導員連絡協議会相談役
委員	片上 星太郎	認定こども園片上学園理事長
委員	小谷 啓二	(社福) 石井記念愛染園 愛染橋児童館館長
委員	小林 眞喜子	(社団) 大阪市ひとり親家庭福祉連合会会長
委員	近藤 遼	(社団) 大阪市私立保育園連盟会長
委員	白國 哲司	大阪市民生委員児童委員協議会会長
委員	關 隆晴	大阪教育大学教職教育研究センター教授
委員	辰巳 正信	(社団) 大阪市私立幼稚園連合会会長
委員	田中 勝治	(社福) 甲山福祉センター 西宮すなご医療福祉センター院長
委員	壺阪 敏幸	(社福) 大阪市社会福祉協議会専務理事
委員	寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学人間科学部子ども発達学科教授
委員	中田 浩	大阪市児童福祉施設連盟会長
委員	仲松 みつえ	公募委員
委員	中山 良明	大阪市子ども会育成連合協議会会長
委員	西村 英一郎	弁護士
委員	村田 和子	和歌山大学地域連携・生涯学習センター長、教授
委員	藪根 多恵子	大阪市 PTA 協議会副会長
会長	山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科教授
会長代理	山野 則子	大阪府立大学人間社会学研究科教授
委員	弓庭 秀恭	連合大阪大阪市地域協議会副議長
委員	渡邊 和香	NPO 法人女性と子育て支援グループ pokkapoka 代表理事

大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議開催要綱

(目的)

第1条 こども・子育て支援対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を開催する。

(組織)

第2条 推進本部会議は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、こども青少年局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども青少年局理事及びこども青少年局企画部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第3条 委員長は、推進本部会議の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた順序でその職務を代行する。

(プロジェクト会議の開催)

第4条 委員長は、こども・子育て支援対策にかかる施策の調査及び検討を行わせるため、推進本部会議のもとプロジェクト会議を開催する。

- 2 プロジェクト会議は、別表2に掲げる職にある者及び委員長の指名する職にある者をもって充てる。
- 3 委員長が特に必要と認めるときは、プロジェクト会議のもとワーキングチームによる会議を開催することができる。
- 4 ワーキングチームは、委員長の指名する本市職員をもって充てる。

(庶務)

第5条 推進本部会議の庶務は、こども青少年局企画部総務課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

- この要綱は、平成21年5月13日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月19日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表1 推進本部会議委員

区長(こども・教育部会担当区長)代表(2)	こども青少年局保育施策部長
政策企画室政策調査担当部長	経済戦略局総務部長
市民局総務部長	建設局総務部長
福祉局総務部長	都市整備局企画部長
健康局総務部長	教育委員会事務局総務部長
こども青少年局青少年担当部長	教育委員会事務局生涯学習部長
こども青少年局子育て支援部長	教育委員会事務局指導部長

別表2 プロジェクト会議委員

人事室	こども青少年局
人事課長	企画部企画担当課長
政策企画室	企画部青少年課長
企画部政策調査担当課長	企画部こども育成事業担当課長
市民情報部広報担当課長	企画部放課後事業担当課長
経済戦略局	子育て支援部管理課長
スポーツ部スポーツ課長	子育て支援部幼稚園運営企画担当課長
市民局	保育施策部保育企画課長
ダイバーシティ推進室人権企画課長	こども相談センター運営担当課長
ダイバーシティ推進室男女共同参画課長	建設局
地域安全担当課長	公園緑化部公園管理課長
財政局	都市整備局
財務部財務課長	企画部住宅政策課長
福祉局	教育委員会事務局
障がい者施策部障がい福祉課長	総務部企画担当課長
健康局	生涯学習部生涯学習担当課長
健康推進部健康施策課長	

〔区役所〕

- 委員長の指名する区人権生涯学習主管課長(1)
委員長の指名する区保健福祉課長または福祉担当課長(1)

子ども・子育て支援新制度ってなあに？

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月「子ども・子育て支援法」という法律が成立しました。

この法律と関連する法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。



こんな取組みを進めていきます！



子育て中のすべてのご家庭を支援する制度です。

- ◆幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
- ◆保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- ◆幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。



新制度では、教育・保育の場が増えます

新制度では、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」を普及していきます。また、新たに少人数の子どもを保育する事業「地域型保育」を創設し、保育の場を確保していきます。



小学校以降の教育の
基礎をつくるための
幼児期の教育を行う
学校

利用時間：昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。

※新制度に参入する幼稚園と、参入しない幼稚園があります

教育と保育を一体的 に行う施設

幼稚園と保育所の
機能や特長をあわ
せ持ち、地域の子育
て支援も行う施設
です。



保護者の働いている状況にかかわらず利用できます。また、認定こども園に通っていないこどもの家庭でも、「認定こども園」での子育て相談などを利用することができます。

地域の子育て支援の充実



すべての子育て家庭のために、地域の子育て支援も利用しやすく変わります

地域子育て支援拠点

◆地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を増やしていきます。

一時預かり

◆急な用事やパートタイム就労など、子育て家庭のニーズに合わせて、一時預かりを行います。

病児・病後児保育

◆病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設されたスペースで預かります

すくすく
ジャパン!

利用者支援

◆子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設や、地域の子育て支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていきます。

放課後児童クラブ

◆保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）に、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する取り組みです。
◆新制度では、職員や施設・設備について新たに基準を設けて質の向上を図っていきます。

就労などのため
家庭で保育
できない保護
者に代わって保
育する施設



利用できる保護者
共働き世帯など、
家庭で保育のできない保護者。
利用時間
11 時間保育を基本としつつ、園（所）
により延長保育を実施。

少人数の単位で、0~2歳の子
どもを預かる事業



新たに大阪市の認可事業とし、待機児童の多い0~2歳児を対象とする次のような事業を増やします

家庭的保育：家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
小規模保育：少人数（定員6~19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
事業所内保育：会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

「大阪市こども・子育て支援計画」（素案）にかかるパブリック・コメント手続きの実施結果について

○募集期間：平成27年1月5日（月）～平成27年1月30日（金）

○募集方法：持参、送付、ファックス、電子メール

○素案の公表方法

市役所（2階こども青少年局、1階市民情報プラザ）、各区役所（出張所を含む）、
各区保健福祉センター、サービスカウンター（梅田、難波、天王寺）
大阪市ホームページ

○集計結果

- ・受付件数：1, 318件
- ・意見件数：1, 873件

（内訳）

<受付方法別>

持参	送付	ファックス	電子メール
81	646	405	186

<居住別>

大阪市内	大阪市外	不明
1,098	32	188

<男女別>

男性	女性	不明
303	827	188

<年齢別>

～20歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳～	不明
8	116	448	405	68	15	4	254

○意見内容の分類及び件数

項 目		件数
第1章 計画策定にあたって		4
	策定の背景について、少子化問題について 等	4
第2章 計画の基本的な考え方		2
	重視する視点について、はぐくみ指標について	2
第3章 基本施策と個別の取組		4 3 9
1	こども・青少年の「生きる力」を育成します	2 6 4
	放課後活動の充実について	2 5 9
	その他（受動喫煙について、教員の指導力向上について 等）	5
2	安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みを充実します	1 7 1
	保育料の負担軽減について	8 4
	障がいのあるこどもの保育について	9
	保育人材の確保について	4 5
	延長保育について	6
	公立保育所、幼稚園の休止や民営化について	1 2
	その他（妊娠期の支援について、こども医療費助成について 等）	1 5
4	こども・青少年や子育て家庭の安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを推進します	4
	公園整備について、通学路の交通安全について 等	4
第4章 事業計画		1, 4 2 7
	保育施設の確保について	3 6
	認可保育所について	4 4
	認定こども園について	1 0
	小規模保育について	1 0
	1～2歳児の入所枠について	9
	児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業について	1, 2 8 6
	病児・病後児保育事業について	3 2
全体に関わる内容について		1
	パブリック・コメントについて	1
合 計		1, 8 7 3

大阪市こども・子育て支援計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 25 年 7 月 18 日	平成 25 年度 第 1 回こども・子育て支援会議
平成 25 年 9 月 30 日	平成 25 年度 第 1 回大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議
平成 25 年 10 月 10 日 ～10 月 28 日	「大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童）」実施
平成 25 年 10 月 11 日	平成 25 年度 第 2 回こども・子育て支援会議
平成 25 年 10 月 21 日 ～11 月 7 日	「大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査（就学児童）」 「大阪市次世代育成支援に関する若者意識調査」実施
平成 26 年 1 月 27 日	平成 25 年度 第 3 回こども・子育て支援会議
平成 26 年 3 月 11 日	こども・子育て支援会議 教育・保育部会（第 1 回）
平成 26 年 3 月 28 日	平成 25 年度 第 4 回こども・子育て支援会議
平成 26 年 4 月 28 日	こども・子育て支援会議 教育・保育部会（第 2 回）
平成 26 年 5 月 22 日	こども・子育て支援会議 教育・保育部会（第 3 回）
平成 26 年 6 月 6 日	平成 26 年度 第 1 回こども・子育て支援会議
平成 26 年 6 月 24 日	こども・子育て支援会議 教育・保育部会（第 4 回）
平成 26 年 7 月 10 日	平成 26 年度 第 1 回大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議
平成 26 年 7 月 31 日	こども・子育て支援会議 教育・保育部会（第 5 回）
平成 26 年 8 月 1 日	平成 26 年度 第 2 回こども・子育て支援会議
平成 26 年 9 月 8 日	こども・子育て支援会議 教育・保育部会（第 6 回）
平成 26 年 9 月 17 日	平成 26 年度 第 3 回こども・子育て支援会議
平成 26 年 11 月 25 日	平成 26 年度 第 4 回こども・子育て支援会議
平成 26 年 12 月 11 日	平成 26 年度 第 2 回大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議
平成 27 年 1 月 5 日 ～1 月 30 日	パブリック・コメント手続き実施
平成 27 年 2 月 27 日	平成 26 年度 第 5 回こども・子育て支援会議
平成 27 年 3 月 18 日	平成 26 年度 第 3 回大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議